

会長メッセージ

平成20年度の建設業年度末労働災害防止強調月間を迎えるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

建設業における労働災害は、長期にわたって減少を続けており、平成20年の死亡災害については、1月7日現在の速報値で対前年比19人減少し413人となって、過去最少が見込まれております。

これもひとえに会員の皆様をはじめ関係各位の日頃からのご努力によるものであり、心から敬意を表する次第であります。

当協会といたしましても、この長期にわたる労働災害の減少傾向を堅持し、死亡災害の絶滅に向けて、各種労働災害防止対策を積極的に推進してまいりますので、関係各位の一層のご協力をお願い申し上げます。

現下の建設業は、建設投資額の大幅な減少等に加え、世界的な金融危機に伴う景気の後退により、建設・不動産市場の一層の冷え込みが予想され、かつてない厳しい経営環境におかれています。このようなときこそ、経営トップの強いリーダーシップのもとで、関係者全員が一丸となって「建設業労働災害防止規程」等を順守した自主的な安全衛生管理活動を進めていく必要があります。

特に、「リスクアセスメント」の確実な実施により、職場におけるリスクの着実な低減を図るとともに、これを効果的に運用する「建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）」を確立し、計画的・継続的に安全衛生水準を向上させていくことが重要であります。

したがって当協会では、「総合工事業者のためのリスクアセスメント研修」をはじめとする各種安全衛生教育や「コスモス認定事業」等をとおして、これらの円滑な導入・実施を建設企業へ促進し、だれもが安心して働ける職場環境の形成に取り組んでまいり所存であります。

さて、これから迎える年度末は、公共工事をはじめ多くの工事が輻輳することもあり、労働災害の多発が危惧されております。

このため当協会では、毎年、3月1日から31日までの期間を「建設業年度末労働災害防止強調月間」と定め、この期間中の労働災害防止活動を積極的に推進することとしており、今般、本実施要領を作成いたしました。

会員各位におかれましては、これを参考に店社等の実情に即した安全衛生計画を策定し、実効ある労働災害防止活動を展開されますようお願い申し上げます。

皆様が無事故無災害で、新年度を迎えられますよう祈念し、ご挨拶といたします。

平成21年2月

建設業労働災害防止協会

会 長 錢 高 一 善

I 趣 旨

年度末は、公共工事等の多くが完工時期を迎えることから、厳しい工程による工事の輻輳化等で、作業間の連絡調整の不足、作業指示の不徹底、過重労働等により安全衛生管理が不十分となり、労働災害が多発することが憂慮される。したがって、これらに対処するため、建設業労働災害防止協会の主唱、厚生労働省・国土交通省の後援により、3月1日から3月31日までを「建設業年度末労働災害防止強調月間」と定め、労働災害防止の徹底を図るための運動を展開するものとする。

このため本強調月間を契機として、経営トップをはじめ関係者は、労働災害防止の重要性についてさらに認識を深め、店社と作業所との緊密な連携のもとに、安全で快適な職場づくりに努めるものとする。

特に、労働災害のより一層の減少を図るために、リスクアセスメントを確実に実施するとともに、「建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）」の導入、実施によって、「計画・実施・評価・改善」のいわゆるPDCAサイクルを効率的に回し、安全衛生水準の継続的な向上を図ることが重要であることから、これらの積極的な推進に努めることとする。

II 実施期間

平成21年3月1日～3月31日

III 会員が実施する事項

会員は、本実施要領の趣旨を踏まえ「作業間の連絡調整及び作業指示の徹底」「作業員の健康状態の把握と適正な配置」等を行い、「無理な作業の排除」に努め、さらに「休憩設備等の職場環境を整備」とともに、企業の実情に即して店社と作業所が一体となり下記の重点事項を積極的に展開するものとする。

IV 重点事項

実施にあたっては、「建設業労働災害防止規程」及び「平成20年度建設業労働災害防止実施計画」に定める「建設現場における主要災害防止の具体的対策（P10～32）」等を活用する。

（※「建設業労働災害防止規程」及び「平成20年度建設業労働災害防止実施計画」は、当協会ホームページ(<http://www.kensaibou.or.jp/>)でご覧いただけます）

1 経営トップ等による特別安全パトロールの実施

2 リスクアセスメントの確実な実施

- (1) リスクアセスメントを実施するための体制づくり及び情報の入手
- (2) 施工計画書、工事安全衛生計画書、作業手順書等作成時のリスクアセスメントの結果に基づくリスク低減措置の実施
- (3) リスクアセスメントを取り入れる等による危険予知活動の活性化

3 安全衛生教育の推進

- (1) 統括安全衛生責任者、職長・安全衛生責任者等の管理監督者等に対するリスクアセスメント教育の実施
- (2) 各種安全衛生業務従事者に対する能力向上教育、危険有害業務従事者に対する安全衛生教育の実施

4 三大災害（墜落・転落災害、建設機械・クレーン等災害、倒壊・崩壊災害）防止対策の徹底（※「平成20年度建設業労働災害防止実施計画」等を参照）

5 解体・改修工事の災害防止対策の徹底

- (1) コンクリート造の工作物（その高さが5 m以上のものに限る）の解体又は破壊の作業について、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者の選任とその指揮による作業の実施
- (2) コンクリート造等の工作物の解体等作業について、構造物の状況等の調査に基づく作業計画の策定とこれに基づく作業の実施
- (3) 感電災害防止のため、活線作業を禁止し、安全ブレーカーを落して検電器による活線でないことの確認
- (4) ガス管等の公共施設の切断にあたり、図面確認及び各施設管理者立会いによる作業の実施
- (5) 石綿含有建材等の解体等の作業について石綿作業主任者の選任とその指揮による作業の実施
- (6) 石綿含有建材等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の実施

6 交通労働災害防止対策の徹底

- (1) 運転者に対する交通安全教育、長時間継続した運転の禁止等の交通安全管理の実施
- (2) マイクロバス等の通勤使用について、安全な通勤経路の選定、所要時間を考慮した運行計画の作成、作業終了後の運転者に対する休養の配慮
- (3) 工事用車両等の運行について、事前の運行経路の選定等計画的な実施
- (4) 運転開始前点検の確実な実施
- (5) 飲酒運転の厳禁
- (6) 過積載の禁止
- (7) 運転中の携帯電話使用禁止
- (8) 運転者の定期健康診断の実施状況及び運転前の健康状態の把握

7 不安全行動による災害防止対策の徹底

- (1) 「危険予知活動」、「ヒヤリハット運動」、「ひと声かけあい運動」、「グーパー運動」等の積極的な実施
- (2) リスクアセスメントを取り入れた作業手順の周知
- (3) 作業変更時の連絡調整、作業指示等の再徹底
- (4) 安全帯等保護具の使用
- (5) 「近道・省略行為」の禁止
- (6) 「送り出し教育」、「新規入場者教育」等の安全衛生教育の実施

8 酸素欠乏症等防止対策の徹底

- (1) 酸素欠乏症等危険作業について、酸素欠乏危険作業主任者の選任とその指揮による作業の実施
- (2) 酸素欠乏症等危険作業に就く作業員に対する特別教育の実施
- (3) 酸素欠乏症等危険場所への酸素濃度等測定器の設置と作業開始前の測定・記録の実施

9 健康管理の徹底

- (1) 作業員の健康状態の把握と心身両面にわたる健康づくりの実施
- (2) 過重労働等による健康障害の防止のための医師による面接指導等の実施